INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Ｖｏｌ．７７　２０１１年０６月１６日

台湾における特許及び意匠の関連料金の改定について

今般、台湾特許庁（経済部知的財産局）は、意匠及び特許審査ハイウェイの関連料金に係る規定を改正し、２０１１年７月１日より施行することとなりました。

その改正要点を次の通り、ご案内申し上げます。

記

１．商業上の実施に基づく特許審査ハイウェイ申請手続の有料化。

２０１１年７月１日以降行う手続は、１件につき、４０００元（日本円で約１１，４４０円）となる。

２．意匠の年金の減額。

２０１１年７月１日以降納付する場合は、新料金の適用を受ける。

	現行料金	新料金	
１～３年目（各年）：	２５００元	８００元	（１７００元減）
４～６年目（各年）：	３５００元	２０００元	（１５００元減）
７～　年目（各年）：	５０００元	３０００元	（２０００元減）

（現在レート：新台湾貨幣１元＝日本円で２．８６円）

以上